

令和元年（ネ）第2203号

直送済

控訴人

被控訴人

控訴答弁書

2019（令和元）年8月28日

東京高等裁判所第5民事部 御中

被控訴人訴訟代理人

弁護士 清水

弁護士 野間

弁護士 出口 かおり



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 訴訟費用は、一審分の2分の1及び二審分全部につき、控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第2 一審相被告（株式会社ウェッジ）による弁済の事実

- 1 被控訴人は、控訴人の一審相被告であり原審の結論に対し控訴をしなかった株式会社ウェッジより、本年4月17日、原判決主文第1項記載の元本及び遅延損害金全額の弁済を受けた。

したがって、現時点において原判決主文第1項記載の請求権は既に消滅している。

- 2 被控訴人としては、前項の理由に基づき原判決が破棄されることについては

これを受け容れる。但し、一審訴訟費用のうち控訴人負担とされた部分については、上記の通り原判決の結論の誤りにより破棄される訳ではないから、原判決通り控訴人の負担とされるべきである。

- 3 以上の通り、本件控訴については、上記の弁済により控訴理由の存否に立ち入ることなく上記結論が導かれるものと理解しているが、他方控訴理由書の内容についてはおよそ原判決を正しく理解するものではなく不当極まりない内容であるため、以下反論する。

第3 原判決の正当性について

はじめに

控訴理由書は、都合37頁に亘る大部なものであるが、うち冒頭9頁以上が「第1 はじめに」として、ワクチン論そのものに関する独自の见解・背景事情が語られ、内容的にも、実験に関する独自の见解を縷々述べるなど、原審における控訴人の主張と同じく、本件との関連性が乏しい記述が多くを占めている。

後述の通り、控訴人は「発表」についても「ねつ造」に含むという強弁を続けているが、その「発表」についての評価自体も誤っている。すなわち控訴人は、成果発表会における発表を「確定的な結論を得たかのような印象を与えるような発表」という記述をかきかっこ付きで強調するが（控訴理由書P20）、原判決は確たる結論を得たかのような発表をしたという前提自体否定しているのであり（原判決P49第2段落最終文）、控訴人の主張の前提からそもそも誤りである。そして、原判決の認定を批判し自説を展開する箇所の大半は、本件各記事における「捏造」の意味についてであるところ、その具体的内容は、原審で十分審理が尽くされた上で排斥された主張の繰り返しに終始している。

そこで、本書面においては、控訴理由書の構成や細部の主張に対する応答にこだわることなく、控訴理由書が最大の争点としている「捏造」の意味を中心

に原判決の認定の正当性を検討し、その中で必要な範囲で控訴理由書に対する批判を加えることとする。

なお、上記の通り控訴人の主張は原審におけるものから特に異なる内容ではないことから、これに対する反論は原審における原告最終準備書面（平成30年11月1日付）の内容がそのまま妥当する。

1 本件各記事における「捏造」

まず、以下の検討のため、原判決P7以下に従って記述内容を列挙する（以下、「本件記述①」「本件記述②」…「本件記述⑩」という形で表記する）。

- ① 「研究者たちはいったい何に駆られたのか 子宮頸がんワクチン薬害研究班 崩れる根拠、暴かれた捏造」（甲1P40）
- ② 「3ヵ月に及ぶ取材で明らかになったのは、信じがたい捏造行為の存在だった。」（甲1P41）
- ③ 「A氏によれば（中略）手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したのだという。これは重大な捏造である。」（甲1P42）
- ④ 「チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である。」（甲1P42）。
- ⑤ 「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち——これが国費を投じた薬害研究班の実態だ。」（甲1P44）
- ⑥ 「子宮頸がんワクチン研究班が捏造」（甲2P1）
- ⑦ 「しかし、池田教授はこの組み合わせのスライドだけを選んで公表した。」（甲2P2）
- ⑧ 「他のワクチンでも強く光っている写真がたくさんあったのに、池田教授

は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した。」(甲2P3)

⑨ 「これは『子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた』と言うために造られた実験であり、“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」(甲2P5)

⑩ 「それぞれの立場と動機から、捏造に手を染める研究者たち —— これが国費を投じた薬害研究班の実態だ。」(甲2P7)

2 「捏造」の意味するところ

(1) 「捏造」という単語が持つ意味そのものは明確であり、「事実でないことを事実のようにこしらえること」(『広辞苑』第6版)あるいは「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」(甲12)である。

これらは同じ意味である。すなわち、「事実でないことを事実のようにこしらえること」というのが一般的な意味であり、これを科学実験・研究の世界で定義付ければ「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」になる。当然本件のように科学実験・研究に関する事実主張を行う場合においては、これらの定義は必然的に同じ意味内容となる。

(2) 原判決において、「捏造」の定義そのものを認定した箇所はないものの、一審被告らの主張を排斥する過程において、『「事実を作り上げた』ということにはならないから、発言を捉えてねつ造行為の内容と主張する被告らの主張は無理がある」と認定していることから(原判決P50)、上記の定義にしたがって解釈をしていることは明らかであり、かつそれは極めて適切である。

(3) 控訴人は、「被控訴人が、不十分なマウス実験から、科学的な一定の結論が得られたとして、専門家だけでなくマスコミも同席した成果発表会でこの結論を公表し、さらには一般国民が視聴するテレビで紹介したこと」(控訴

理由書P18)、「(控訴人の) 反対事実を無視しながら、敢えて、確定的なものとして成果発表会で発表した」(控訴理由書P25) ことを「捏造」と評したとしており、これは原審における主張を繰り返しているものと理解できる(そもそも、自ら執筆した用語の語義につき、内容が変遷することは想定できない)。

しかし、これは既に、原審において詳細な審理の下原判決にて採用されなかった主張であり、以下の通り採用の余地はない。

ア 上記の通り、「捏造」の語義は一義的・明確であって、「紹介した」あるいは「発表した」という行為を含むと解釈することはできない。

イ 控訴人も、本件各記事において、被控訴人による「テレビで(の) 紹介」あるいは「成果発表会での公表」という意味で「捏造」という意味を用いていない。

すなわち本件記述⑤⑥⑩は、捏造の主体を被控訴人のみならず「研究者たち」「研究班」と複数形にしており、これは「紹介」「発表」した控訴人のみならず研究班全体が「捏造」をしたとしていることを意味する。つまりこれは、実験結果そのものが「捏造」、すなわち、「存在しないデータ、研究結果等を作成」したものであると指摘する以外に理解することは不可能である。

また、本件記述⑨は、実験そのものについて『子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた』と言うために造られた実験であり、“捏造の意図”があったと結論付けざるを得ない。」と指摘しており、「造られた実験」とは、実験内容そのものが「捏造」、すなわち「存在しないデータ、研究結果等を作成」したものであると指摘する意味以外に読み取ることは不可能である。

3 本件各記事における「捏造」が意味するもの

(1) 以上を前提に、原判決が37～38頁において、

ア 本件記述③④⑦及び⑧について、本件摘示事実A、すなわち、A氏の談話の形式をとりながら、A氏が被控訴人に手渡した資料には、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあったにもかかわらず、被控訴人は、敢えて子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを發表したという事実を摘示したものとしたこと、

イ 本件記述④について、本件摘示事実B、すなわち、被控訴人がチャンピオンデータ（仮説にとって都合の良いデータのこと）で議論を進めている事実を摘示したものとしたこと、

ウ 本件記述②⑤及び⑩について、本件摘示事実C、すなわち、池田班が研究結果のねつ造を行っていたという事実を摘示したものであり、ここでいう「捏造」の内容は本件摘示事実Aであるとしたこと、

エ 本件記述⑨について、本件摘示事実D、すなわち、本件マウス実験は、被控訴人が、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳に障害が起きた」という結論を導くために作り出した実験であり、被控訴人には「捏造の意図」があったという事実を摘示したものとしたこと、

については、いずれも極めて正当である。

(2) 本件摘示事実A及びCにつき、控訴人は、「被控訴人が、子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも緑色に染まった画像の存在を知っていた事実とともに、本件マウス実験がN＝1で行われたものであり、その実験結果からは何らの科学的結論を導くことができないにもかかわらず、被控訴人が本件スライドを使用して本件マウス実験の結果を報告した事実も含まれる」とする（控訴理由書P26）。

しかしながら、上記2において指摘した通り、「報告した」ことが「捏造」であるというのは語義に照らし無理であるし、本件記述⑨及び⑩に照らせば、

控訴人自身もそのような意味で用いていないことは明白である。

また、本件記述③は、敢えて「(A氏によれば) 手渡した資料には」と行為を限定して記載されているのであって、「被控訴人に対し資料として手渡された」という行為の存在が重要な事実として指摘されているのに、単に「画像の存在を知っていた」という事実の摘示に止まるという控訴人の主張も、およそ一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした読み方では無理な主張という他はなく失当である。

さらに、甲1記事において、「本件マウス実験がN=1で行われたもの」との指摘は、本件記述③の後・本件記述④の前であり、本件記述③の箇所においては「本件マウス実験がN=1で行われたもの」という指摘はなされていない。したがって、少なくともその時点で記載されていない「本件マウス実験がN=1で行われたもの」という前提事実を本件記述③における「捏造」に含んで理解することなどおよそ不可能である。

- (3) また、本件摘示事実Bにつき、控訴人は、「本件記述④が摘示する事実は、『本件マウス実験はN=1で行われたものであり、これは再現性も統計的意味もなく、これを下に科学的な議論をすることはできない』という事実であり、この事実を前提として、控訴人は、『チャンピオンデータで議論を進めるのは紛れもない捏造である』との意見ないし論評を表明したもの」と主張する（控訴理由書P32）。

しかしながら、原判決も指摘する通り、「本件記述④におけるチャンピオンデータを用いて議論することと、N=1のデータで有意の結論を導くこととは異なる問題」（原判決P47）であり、控訴人の主張はこれを意図的に無視するものである。すなわち控訴人は、本件記述④の前後において、チャンピオンデータとは「仮説にとって都合の良いデータのこと。」「言ってみれば100人に1人しか成功しないダイエット法で減量に成功した一個人のデータや写真のようなもの」としているのであるから（甲1P42）、本件記

述④におけるチャンピオンデータとは、これと同様に「多数のマウスを用いて同様の実験を行い、一匹だけに都合の良い結果が得られた場合に、当該一匹のデータや写真のようなもの」（原判決P 46）ということになるのは当然である。

4 摘示事実が真実ではないこと

本件摘示事実AないしDのいずれも、その重要部分について真実ではないことは、原判決P 41～53において詳細に検討、認定された通りであり、原判決の認定事実は極めて正当である。

- (1) 本件摘示事実A及びCにつき、A氏は被控訴人に対し、本件マウス実験に関する画像やスライドを「手渡した」こともないし、メールその他の方法でも交付されたことはない（A氏調書P 19、25及び26）。本件実験についてA氏が被控訴人に説明したのは、平成27年12月28日のプログレスミーティングのみであり、これ以外にA氏が被控訴人に本件マウス実験について話したことはない。このことはA氏は控訴人らとの面談でも述べている（乙7の2P9）。

被控訴人は、塩沢教授から本件マウス実験に関するスライド資料を受け取っただけであり（甲19P4及び11参照）、受け取った資料（甲6）のうち、本件マウス実験における共焦点レーザー顕微鏡で撮影した画像を並べたスライドは、成果発表会における資料として提示したスライド甲5と同じく、「1. ワクチン接種後の血清（自己抗体）のマウス海馬への沈着」と題するスライド（甲6の14枚目）しかなかった（なお、甲6の15ないし17枚目のスライドは、マウスではなくヒト海馬の反応をみたものである）。したがって、塩沢教授の研究に含まれる本件マウス実験について、「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も」存在したという事実がそもそもなく、被控訴人が「子宮頸がんワクチンでよく光ってい

る写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選」ぶ余地もない。

控訴人は、平成27年12月28日のプログレスミーティングにおいて、A氏が、「A氏作成のスライドのみを使用したのではなく、他のワクチンを接種した場合にも緑色になることを示す画像を発表し、この画像は被控訴人も見ている。」（控訴理由書P27）などと主張するが、何らの根拠もない。また、本件スライド以外の画像が被控訴人に渡ったとする主張（控訴理由書P28以下）はいずれも根拠無き推論の連続である。

なお、緑色に光るよう設定した蛍光抗体間接法による免疫組織化学染色の説明や、A氏が控訴人や一審被告■■■■、■■■■教授との面談において、他のワクチンを打ったNF- κ Bp50欠損マウスの血清でも緑色の反応が見られる旨を述べたことの意味内容（甲36、5頁以下参照）について、控訴人・一審被告■■■■・■■■■教授のいずれにも専門的知見がなく、A氏の話をも正しく理解できていなかったことは、原審原告最終準備書面P24以下で詳述したとおりである。

- (2) また、本件摘示事実Bにつき、上記の通り、そもそも被控訴人の手元に複数のデータがないのであるから、被控訴人がチャンピオンデータで議論することなど不可能であることは論を待たない。
- (3) さらに、本件摘示事実Dにつき、本件マウス実験について、被控訴人がこれを主導した訳でも関与した訳ではないこと（そのことは、こうした研究班における分業体制としてすこぶる自然である）、本件マウス実験の方法自体は特に不自然なものではないことは原判決P51以下にて指摘の通りである。既に述べた通り本件実験そのものに「捏造」すなわち「事実でないことを事実のようにこしらえること」「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」という行為が存在しない以上、その意図もまた存在しないことは明らかであり、やはり真実性がない。

5 真実であると信じたことにつき相当性がないこと

いわゆる相当性がないことについても、もはや多言を要しない。

- (1) 「本件研究についてねつ造であるという、研究者にとって致命的ともいえる研究不正を告発する趣旨の記事を公表する」ものであり、「その記事が原告（被控訴人）に与える影響の重大さに鑑みて、A氏の発言を鵜呑みにするのではなく、より慎重に裏付け取材を行う必要があった」とする原判決P 45の指摘は正鵠を射るものである。

にもかかわらず、本件においては、「より慎重」どころか、全く裏付け取材がなされていない。

ア A氏が取材時に交付を約束したスライドについては、結局その後提供されなかった。「極めて重要な客観資料」(調書P 31)であるこのスライドが提供されなかった結果、客観資料は皆無となった。そして、A氏の(くれると言っていたのにくれないと変えた)態度変更は、同氏の発言内容の信憑性を低下させる出来事であるのに、そのことも全く影響することなく本件記事の出版は強行された。

イ 被控訴人自身には何らの確認もされていない。原判決P 44が指摘する通り、3ヶ月前の取材に対する被控訴人の対応は「拒否」と評価されるようなものではないし、3ヶ月前の取材は本件記事の内容とは全く別内容であり、これを拒否したからと言って今回もまた拒否するとは限らないのであって、被控訴人に確認しない理由になっていない。この点、一審被告(調書P 47)はその理由をまともに答えられておらず、被控訴人に取材することによって、反論反証されて出版が出来なくなることを避けるために、敢えてこれを回避したという疑いを禁じ得ない。

ウ 塩沢教授に対するメールによる質問(乙4)が、およそ裏付け取材と言えるようなものではないこともまた、原判決P 44～45にて指摘の通り

である。

- (2) 原審原告最終準備書面P 6以下にて述べた通り、本件記事は、公共目的とはいえない出版目的が存在し、しかもそれを一審被告[]が「Wedge」の編集長として刊行できる最終号である同誌平成28年7月号に掲載するということが最優先され、そのことを前提に取材スケジュールが組まれている。東京駅で昼食を取りながら執筆者である控訴人不在のままスタートするという、通常では考えられない形でのA氏の聞き取り、その後の被控訴人あるいは塩沢教授への取材態度、A氏からのスライド提供なきまま見切り発車的になされた刊行、のいずれもが、この「平成28年7月号に掲載する」というスケジュールが最優先されたことの反映である。

このような取材態度、編集態度は出版社として強く非難を受けるべきである。原判決は、「被告らが、本件調査の結果等もない段階で、本件適示事実Aの存在をもって、本件研究についてねつ造であるという、研究者にとって致命的ともいえる研究不正を告発する趣旨の記事を公表するのであれば、その記事が原告に与える影響の重大さに鑑み、A氏の発言を鵜呑みにするのではなく、より慎重に裏付け取材を行う必要があったというべきである。本件各記事は、その内容からして、裏付け取材をする暇がないほどに公表の緊急性を要するものということとはできない。(被告[]が編集人として本件雑誌を発行するのが平成28年7月号で最後であるといった事情は、被告ら内部の事情である。)」と手厳しく指摘した(P 45)。

そして、一審被告の株式会社ウェッジ及び[]氏は、一審判決を受け容れ控訴を断念したのである。通常、出版社は名誉毀損訴訟において相当性を強く主張し、上訴するものであるのに、本件においては控訴を断念するという選択をあえてしたのは、取材の杜撰さを覆い隠しようがなく、原判決の指摘を受け容れざるを得ないと判断したからに他ならない。

控訴人が、最終的な出版の責任を有する株式会社ウェッジが控訴を断念し

原判決を受け容れている状況においてなお、A氏の発言内容の不正確な把握のみを根拠に相当性を主張し続け、被控訴人の名誉回復を拒否し続けていることは到底受け容れがたい。

以上